

# 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律

北海道

## 1. 法の目的

地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方等の自立的発展に寄与する

## 2. 法の仕組み

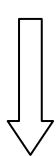
政府が道州制特区の対象となる都道府県を「**特定広域団体**」として指定(政令)



〔対象となりうるのは、北海道又は3以上の都府県が合併した都府県〕

政府が「**道州制特別区域基本方針**」を作成(閣議決定)

基本方針案の作成は**道州制特別区域推進本部**が行う



基本方針の中で、**権限移譲など法令の特例措置**について規定

### 道州制特別区域推進本部

- ・本部長 : 内閣総理大臣
- ・副本部長、本部員 : 国務大臣
- ・参与 : 北海道知事 (政令で規定)

### 実際に権限移譲をスタートするためには

→ 北海道が「**道州制特別区域計画**」を作成

### 北海道が新たな権限移譲等を国に提案した場合には

→ 北海道が**基本方針の変更を素案を添えて提案**

いずれの場合も**関係市町村の意見聴取・道議会の議決**が必要

**道州制特別区域推進本部**で北海道知事が総理・閣僚と同じテーブルで直接議論

提案を受け入れる場合

**推進本部が基本方針の変更案を作成し、それに基づき閣議決定**

提案が受け入れられない場合

その旨及びその理由を道に通知・公表

## 3. 既に決定している権限移譲事項及び施行期日

- ・調理師養成施設の指定 ・危険猟法(麻醉薬の使用)の許可
- ・商工会議所に対する監督の一部 ・国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
- ・民有林直轄治山事業の一部 <平成19年度>
- ・直轄通常砂防事業の一部 ・開発道路に係る直轄事業 ・2級河川に係る直轄事業 <平成22年度>

<平成19年4月1日>



# 北海道道州制特別区域計画 (素案)

(平成19年度～平成27年度)

平成19年3月

【平成20年12月 一部変更】

【平成21年 3月 一部変更】

【平成22年 3月 一部変更】

【平成 年 月 一部変更】

北海道



# 目 次

1	道州制特別区域計画の目標	
(1)	北海道の設置	1
(2)	北海道の現状と課題	2
(3)	道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組	4
2	北海道が実施する広域的施策の内容	7
3	北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等	
(1)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定	10
(2)	商工会議所に対する監督の一部	14
(3)	調理師養成施設の指定	16
(4)	鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可	18
(5)	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止	20
(6)	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可	21
4	北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業	
(1)	民有林の直轄治山事業の一部	24
(2)	直轄通常砂防事業の一部	26
(3)	開発道路に係る直轄事業	27
(4)	二級河川に係る直轄事業	29
5	その他の取組	
(1)	連携・共同事業	30
6	広域的施策の施策効果の把握及び評価	
(1)	基本的な考え方	34
(2)	作業の実施時期等	34



# 1 道州制特別区域計画の目標

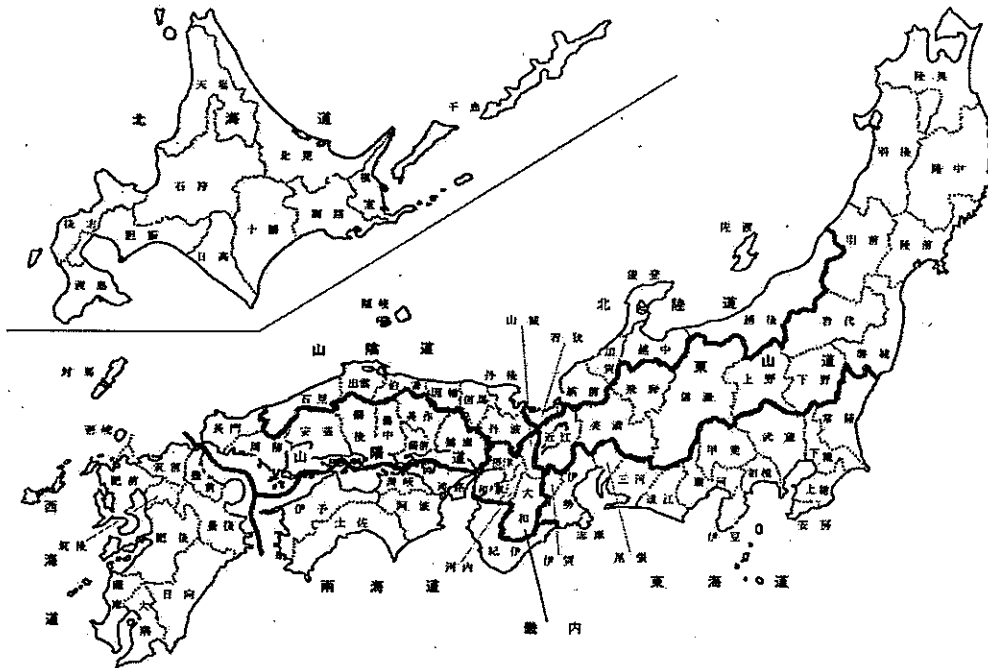
## (1) 北海道の設置

かつて北海道は「蝦夷」と呼ばれていましたが、明治2年、政府は、「蝦夷」に11か国（石狩、胆振、渡島、後志、天塩、日高、十勝、北見、釧路、根室、千島）を置き、この地を「北海道」と名付けました。その後、明治15年には、函館、札幌、根室の3県が置かれましたが、明治19年には、これら3県は廃止され、国の機関としての北海道庁長官の時代が長く続きます。

昭和22年、地方自治法が施行され、中央政府の直轄地であった北海道に初めて公選による知事が誕生し、他県と同様の地方自治体としての北海道がスタートしました。

このように、北海道は、県を置かずにひとくくりで一人の知事が置かれ、面積の小さい順から積み上げた場合、実に22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に担ってきました。さらに、北海道は独立した島として、自然、経済、社会、文化等において一体性を持つことから、道州制の導入を検討するために相応しい条件を持つ地域であると考えられます。

[明治2年「北海道」命名時の「国」と「道」]



## (2) 北海道の現状と課題

北海道は現在、人口減少や少子高齢化が急速に進む中、依然厳しい経済・雇用情勢をはじめ、近年の公共投資の大幅な減少や道内産業への影響が大きいTPP協定交渉をめぐる問題など、多くの課題に直面しています。

このような状況にある中で、未来に向けて活力あふれる北海道を築いていくためには、「食」や「環境」、「広大な土地資源」、さらには、北方にエネルギー開発が進むロシア極東地域や、周辺に経済成長が著しい東アジア地域を控えた位置にある「地理的優位性」などの北海道価値を最大限に活かし、自立的な地域づくりを進めることが重要となっています。

また、広域分散型の地域特性を有する北海道においては、市町村合併の進展により、市町村の区域の広域化が進むとともに、交通網の整備などにより経済社会生活圏の広域化が進んでいます。

今後は、広域的な経済社会生活圏において地域の中心都市に集積する医療や教育、文化などの機能を有効に活用し、連携と相互補完の関係に立ち、定住自立圏構想の活用など、広域連携による地域づくりを進めるとともに、市町村と連携した道の広域行政の推進が一層強く求められています。

更には、中核的な都市間の時間距離が他県に比べて長いことから、地域の円滑な交通ネットワークの形成などを図り、また、地理的優位性を活かし、国内外との様々な交流を図るためにも、道路、空港、港湾などの効率的な整備とともに情報インフラの整備も着実に進めていくことが必要となっています。

こうした課題の解決に向け、本道の優位性を活かした地域づくりを総合的に展開し、本道の自立的発展をめざすとともに、高い食料供給力や多様な再生可能エネルギー資源などを十分に活かし、バックアップ拠点としての役割を発揮することを通じて、我が国の経済活動や国民生活の安定はもとより、災害に対し強靱な国土の形成にも本道が積極的な役割を果たしていくことが求められています。

### ア 北海道価値を最大限に活用

北海道には、豊かな水や森林資源、安全でおいしい食や優れた自然環境、多様な再生可能エネルギー資源など、かけがえのない財産があります。こうした北海道の優位性といえる「北海道価値」を磨き上げ、最大限に活用し、自立的な発展を図っていくことが重要です。

このため、我が国最大の食料供給地域として、国民への食料を安定的に供給するための生産・供給体制の強化と安全・安心で付加価値の高い食の提供を図るため、より効率的で持続的な生産・供給システムの構築を図り、我が国の食料自給率の向上に貢献していくとともに、食関連産業の集積やバイオ技術を活用した機能性食品の開発促進など新たな産業の創出を図っていく必要があります。

また、観光については、多くの人を魅了する多様な観光資源などを効果的に活用することにより我が国の国際観光の推進に向けて重要な役割を担っていくことが必要です。

さらに、国土の森林面積の22%を占める森林は、国土保全や地球温暖化防止などの面で貴重な役割を担っており、また、本道の豊富な水資源の重要性が高まっていることから、これらの優れた自然環境を保全するとともに、風力、太陽光、バイオマス、雪氷など、豊富に賦存する多様なエネルギー資源を有効に活用し、再生可能エネルギーを開発導入することにより、経済と環境とが調和し、持続可能な地域社会を創造していくことが求められています。

また、東日本大震災を契機に、環境やエネルギー問題への関心が高まっているほか、企業活動をはじめ首都圏などに集積する業務機能のリスク分散が課題となっており、広大な土地資源や高い食料供給力といった本道の優位性を活かし、大震災からの復興やリスク分散の受け皿として、一定の役割を担っていくことが求められています。

## イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備

全国を上回るスピードで少子高齢化などが進展している本道においては、持続可能な地域づくりを進めていくことが重要となっており、広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、医療福祉など都市が有する生活関連諸機能の効果的な活用を図ることにより定住条件を確保するとともに、道路、河川などの社会資本の効率的かつ総合的な整備に努め、今後我が国全体が直面する人口減少社会における地域づくりの先行的な取組が求められています。

## ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

地方分権の推進に向けて、行政機関等の共同設置などを可能とする地方自治法の改正や地域主権改革に関する第1次、第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の成立に伴い、義務付け、枠付けの見直しや権限移譲が進展し、市町村の果たす役割が増大しています。

こうした中、本道においては、人口1万人未満の小規模市町村が約65%を占めており、市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくためには、様々な分野で広域連携による地域づくりを進めていくことが重要となっています。道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室及び道央の6つの連携地域において、生活関連サービスの総合的な提供や地域資源を有効に活かした地域づくりの展開が可能となるよう、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要となっています。

このように、北海道価値を最大限に活かし、地域の暮らしを支えるための基盤整備を広域的な視点から総合的かつ効果的に推進することにより、個性豊かで活力ある地域づくりを進め、本道の自立的発展はもとより、我が国の経済社会システムの安定に向けて、一定の貢献が可能となるよう努めていくことが、より一層重要になっています。

[北海道の総合振興局・振興局と他都府県との比較]

総合振興局 ・振興局名	人口(人) A	面積(km <sup>2</sup> ) B	人口密度 A/B	他都府県との面積比較	
				都府県名	面積(km <sup>2</sup> )
空知	336,254	5,791	58.1	三重県	5,762
石狩	2,342,338	3,540	661.7	鳥取県	3,507
後志	232,940	4,306	54.1	山梨県	4,201
胆振	416,289	3,698	112.6	奈良県	3,691
日高	75,321	4,812	15.7	和歌山県	4,726
渡島	427,807	3,936	108.7	埼玉県	3,768
檜山	42,058	2,630	16.0	神奈川県	2,416
上川	520,365	10,619	49.0	新潟県	10,364
留萌	53,105	3,446	15.4	鳥取県	3,507
宗谷	73,447	4,625	15.9	京都府	4,613
ホッパ	310,009	10,691	29.0	新潟県	10,364
十勝	348,597	10,831	32.2	秋田県	11,636
釧路	247,320	5,997	41.2	茨城県	6,096
根室	80,569	3,498	23.0	佐賀県	2,440
合計	5,506,419	83,456	70.2	—	—

(備考1) 面積は国土地理院調査(小数点以下四捨五入)、人口は平成22年国勢調査による。

(備考2) 「他都府県との面積比較」の欄では、各総合振興局・振興局と面積値に近い都府県と比較している。



### (3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

北海道は、平成19年1月26日、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定広域団体に指定されたことから、政府が定めた道州制特別区域基本方針（平成19年1月30日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、道州制特別区域計画（以下「計画」という。）を策定します。

#### ア 目的

この計画は、将来の道州制導入の検討に資するため、地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ることを目的とします。

#### イ 計画期間

この計画は、平成19年度から27年度までの9か年間で計画期間とします。

#### ウ 移譲範囲

この計画は、法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定めるものです。

#### エ 今後の取組

##### (7) 地方分権の推進

国、都道府県、市町村の関係について、これまでの中央主導の全国画一的なシステムから地域の実情に即した住民主導の行政システムへと転換を図り、地域のはりばは地域で決めることができる地域主権型社会の構築を目指して、国から道への権限移譲等とともに、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を果たすことができるよう、「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」（平成17年3月策定、平成21年3月改訂。以下「移譲方針」という。）に基づき道から市町村への権限移譲に取り組むほか、定住自立圏構想をはじめ広域的な連携を活用した地域づくりや地域主権型社会を見据え、道の出先機関である総合振興局・振興局の機能の強化を図ることにより、地方分権の一層の推進に努めます。

##### a 道から市町村への事務・権限移譲の推進

道から市町村への事務・権限の移譲については、移譲方針に基づき、道の事務・事業約1,200件のうち約200件を、権限約4,000件のうち半数の約2,000件を市町村への移譲対象としたところです。（平成23年4月現在、道の権限のうち約3,100件が市町村への移譲対象。）

平成23年度は、171市町村に対し430の権限を移譲し、平成24年度は、90市町村に対し561の権限を移譲することとしており、今後とも、市町村の意向を踏まえながら、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努めていきます。

b 市町村の行財政基盤の強化

市町村合併については、地域主権型社会に相応しい基礎自治体のあり方を展望しつつ、目指すべき市町村の姿を「北海道市町村合併推進構想」（平成18年7月策定）において示し、市町村や道民への情報提供や、必要な支援を行うなど、自主的な市町村合併の推進に努めた結果、道内の市町村数は、平成11年3月末の212市町村から平成22年3月末には179市町村に再編されたところです。

本道は、人口1万人未満の小規模市町村が約65%を占め、また、行財政環境は依然として厳しい状況にあり、市町村が今後も多様な行政サービスを持続的に提供していくことができるよう、市町村の行財政基盤を強化するため、自主的な合併とともに定住自立圏構想や広域連合などの広域的な連携を活用した地域づくりを進めていきます。

このため、道市長会、道町村会と連携し、市町村に対し、広域連携に関する情報提供やニーズに対する支援を行い、地域の取組が具体的に推進されるよう努めていきます。

c 地域を重視した道政の推進

広域分散型社会の北海道では、総合出先機関として14支庁を設置していましたが、道州制や道州制特区、市町村合併などの地方分権改革の動きが急速に進んできたことから、長期的な視点に立った改革の方向性や改革事項の大枠を明らかにした「支庁制度改革プログラム」（平成17年3月）に基づき、具体的な検討を進めてきました。

その後、新しい支庁が担う役割や支庁の体制・機能の考え方などを示した「広域事務に関する基本フレーム」の案などに基づき地域との議論を進め、平成22年4月に「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」を施行しました。条例の施行に伴い、総合振興局・振興局の組織体制の整備や局長の権限強化を図るとともに、地域づくりに向けた支援機能を強化したところです。今後とも、総合振興局・振興局が「新たな地域づくりの拠点」として、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策を推進できるよう取り組んでいきます。

(イ) 行政の効率化

道においては、「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」（平成20年2月）に基づき、平成20年度から4か年にわたる職員給与の独自縮減措置（給料月額管理職員9%縮減、管理職以外の職員7.5%縮減など）を行っているほか、平成17年度から10年間で知事部局職員数35%の削減を目標とした職員数適正化に取り組むなど、他の都府県をしのぐ行財政改革努力を行っているところであり、道自ら不断に取組を進めるとともに、国から道、道から市町村への権限等の移譲や国の規制・関与の縮小について国へ働きかけるなど、地方分権に向けた取組を通して、重複行政を解消し、国、道、市町村の適切な役割分担の下で、行財政運営の簡素・効率化に努めます。

(ロ) 北海道の自立的発展

北海道は、面積ではオーストリアに匹敵し、人口や総生産はデンマークと同規模であるなど、ヨーロッパの一国にも匹敵する面積、人口及び経済力を有しており、我々道民が創意工夫を図り、主体的に行動することにより、本道の潜在力などを活かし、大きく飛躍し、発展する可能性を秘めています。

道は、北海道の自立的発展に向けて、法に基づき、平成19年4月に「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務」など5つの事務・事業の移譲を受け、また、将来の道州制を展望し、平成19年12月以降、国に権限移譲等の提案を行っており、平成23年10月には第5回目の提案（4項目）を行ったところです。

国に提案した第1回から第4回の26項目のうち、「札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止」や「水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可」など3項目が道に限って認められ、「JAS法に基づく監督権限の移譲」など15項目については、道の提案の趣旨に沿って所要の改正が行われ、全国展開されたところです。こうした提案が実現したことによって、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道法やJAS法に基づく監督権限の国からの移譲に伴い、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現し、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきています。

(I) 特区制度の活用と財源の確保

道州制特区制度は、道が国に対して権限移譲等を求めることができる重要な仕組みであり、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の構築に向け、本道の優位性である「北海道価値」（食・観光、環境など）を最大限に活かし、一体的かつ効果的に自立的な地域づくりが可能となるよう、今後も道民からのアイデアなどをもとに提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を図っていきます。

これまで、法に基づき、道は国の直轄事業（民有林の直轄治山事業の一部、直轄砂防事業の一部、開発道路に係る直轄事業、二級河川に係る直轄事業）や水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可の事務の移譲を受け、その財源として国から交付金の交付を受けています。

今後の本格的な権限の移譲に向けて、必要な財源が確保されるよう求めています。

## 2 北海道が実施する広域的施策の内容

道では、地域主権の確立と個性豊かな地域づくりを目指して策定した道州制プログラム（平成16年4月）に基づき、「子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会」、「豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり」、「冬や災害に強い地域づくり」、「経済再建に向けた産業・雇用政策の推進」、「世界に通ずる北海道観光の形成」、「日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立」を柱とした様々な施策を推進しています。

さらに、平成19年6月に、北海道がめざす地域主権型社会の姿やその構築に向けた取組を取りまとめた「地域主権型社会のモデル構想2007」を策定するとともに、法に基づく国への提案を5回に渡り行ってきています。

こうした中、道は、国から移譲を受けている事務、事業等（3及び4で詳述します。）と一体的に、次の広域的施策を効率的かつ効果的に展開していきます。

### (1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供

児童福祉法に基づく療育<sup>(注1)</sup>機関の指定、生活保護法に基づく医療機関（医療扶助）及び介護機関（介護扶助）の指定、母子保健法に基づく養育医療<sup>(注2)</sup>機関の指定など、公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務を道において一元的に実施するとともに、指定後においても、必要に応じて、医療機関等からの報告を求めるなど、道として必要な役割を果たしていきます。これらの取組を通じて、地域の実情に即した公費負担医療等を適切に提供するための環境整備を推進します。

### (2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化

商工会議所に対する許認可等については、特定商工業者に対する負担金の賦課の許可など、従前から道が行ってきたものに加え、平成19年度以降国から移譲されている定款変更の認可の一部、解散の認可等も含めて、円滑かつ迅速な実施に努め、申請団体の利便性の向上を図ります。

### (3) 調理師資格者の資質の向上

調理師として必要な知識、技能など、基礎的な情報を的確に提供することが可能な養成施設について、道において所要の調査を実施の上、適切に指定するとともに、指定後においても、適宜、養成施設の運営状況等を把握し、必要に応じて指示を行うなど、養成施設の効果的な運営の確保のために道として必要な役割を果たしていきます。また、これらの取組と連携しながら調理師試験を実施することにより、本道における調理師資格者の水準を確保するとともに、調理師資格者の資質の向上を図ります。

---

#### [用語の説明]

(注1) 療育の給付：児童福祉法に基づき、骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対して提供される医療等の給付。

(注2) 養育医療の給付：母子保健法に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して提供される医療の給付。

#### (4) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）に基づく道が行う鳥獣の捕獲等の許可手続について、国から移譲されている麻酔薬を使用する猟法による鳥獣の捕獲等の許可事務を含め、総合振興局・振興局と本庁が緊密に連携し、許可申請者の利便性の向上及び許可手続の円滑かつ迅速な実施を図ります。

#### (5) 保安施設の整備等による森林の保全

道が行う保安施設の整備等については、国から移譲された民有林直轄治山事業を平成19年度及び平成20年度で行い終了しました。引き続き、道において保育、植栽事業等と併せて総合的かつ計画的に整備することにより、本道の良好な森林環境の保全を図ります。

#### (6) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進

道が行う砂防設備の整備等については、国から移譲されている直轄通常砂防事業<sup>(注3)</sup>の一部も含め、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、本道における土砂災害対策を効果的に推進します。

#### (7) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築

道が行う道路の整備等については、国から移譲されている開発道路<sup>(注4)</sup>も含め、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、本道における安全・安心な道路網の構築を図ります。

#### (8) 河川の整備等による治水対策の推進

道が行う河川の整備等については、国から移譲されるまで国が直轄で整備してきた二級河川（指定河川<sup>(注5)</sup>）も含め、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、本道における治水対策を効果的に推進します。

#### (9) 地域医療を担う医師の確保

道が設立団体である公立大学法人札幌医科大学の医学部収容定員については、国の関与を受けずに本道の医師不足の状況などに応じて変更していくことにより、本道における将来の地域医療を担う医師の育成と安定的な確保を図ります。

---

#### [用語の説明]

(注3) 直轄通常砂防事業：高度の技術を要するなど、一定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したものについて、国土交通省が直接施行するもの（火山砂防事業を除く）。

(注4) 開発道路：国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めた一定区間の道道や市町村道において、新設・改築・維持補修などを本来の道路管理者に代わって国土交通省が行う制度。国から移譲されるのは、国土交通大臣が指定する改築に関する事業。

(注5) 指定河川：国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めた一定区間の二級河川において、改良工事、維持修繕などを本来の河川管理者に代わって国土交通省が行う制度。国から移譲されるのは、国土交通大臣が指定する改良工事。

(10) 水道水の安全性及び安定供給の確保

水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可に関する事務をすべて道が実施するとともに、認可後においても、必要に応じて、事業者に対して施設の改善の指示等の監督を行うなど、道として必要な役割を果たしていきます。これらの取組を通じて、地域住民のライフラインである水道水の安全性及び安定供給の確保を図ります。

### 3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

#### (1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定（法第11条、第12条、第15条関係）

##### ア 現 状

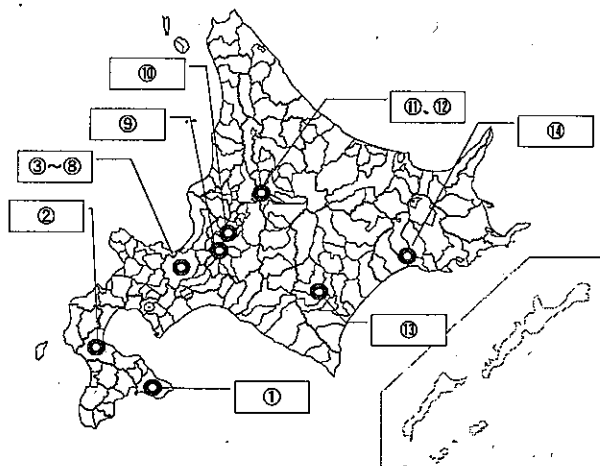
児童福祉法に基づく療育医療、母子保健法に基づく養育医療等の公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務は、大半を占める道、市町村又は民間が開設した医療機関等（指定数：4,993機関（平成18年9月現在））に加え、平成19年度から国（独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した医療機関等も含め、道が一元的に行っています。

[道内に所在する国等が開設する医療機関等に係る公費負担医療機関の指定状況]

	医療機関の名称	児童福祉法 (療育医療)	生活保護法 (医療扶助)	生活保護法 (介護扶助)	母子保健法 (養育医療)
道南	①函館病院（函館市）	—	○	—	○
	②八雲病院（八雲町）	—	○	—	—
道央	③札幌南病院（札幌市）	—	○	—	—
	④北海道がんセンター（札幌市）	—	○	—	○
	⑤北海道医療センター（札幌市）	○	○	—	—
	⑥自衛隊札幌病院（札幌市）	—	—	—	—
	⑦札幌通信病院（札幌市）	—	○	—	—
	⑧北海道大学病院（札幌市）	—	○	—	○
	⑨岩見沢労災病院（岩見沢市）	—	○	—	—
	⑩美唄労災病院（美唄市）	—	○	—	—
道北	⑪道北病院（旭川市）	—	○	—	—
	⑫旭川医科大学病院（旭川市）	—	○	—	○
十勝	⑬帯広病院（帯広市）	—	○	—	—
釧路	⑭釧路労災病院（釧路市）	—	○	—	○

##### ◆国等が開設する医療機関等の指定状況

- ・平成23年4月1日現在、道内では、国等が開設した医療機関が14あり、地域別では、道南連携地域で2、道央広域連携地域で8、道北連携地域で2、十勝連携地域で1、釧路・根室連携地域で1となっています。
- ・そのうち、公費負担医療機関として指定されているのは、療育医療が1、生活保護法に基づく医療扶助が13、養育医療が5となっています。
- ・生活保護法に基づく介護扶助の指定機関は平成23年4月1日現在0となっています。



## イ 特定事務等の内容

従前は国（北海道厚生局）が行っていた、国（独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した医療機関等に係る次の事務を、平成19年度からは道が実施しています。

### [児童福祉法に基づく事務]

- ・療育機関の指定（児童福祉法第20条第5項）
- ・指定療育機関の指定の取消し（児童福祉法第20条第8項）
- ・報告の徴収及び実地検査（児童福祉法第21条の4第1項）
- ・診療報酬の支払の一時差止め又は差止め（児童福祉法第21条の4第2項）
- ・指定の申請書の受理（児童福祉法施行規則第11条）
- ・変更の承認（児童福祉法施行規則第14条）
- ・変更等の届出の受理（児童福祉法施行規則第15条）
- ・指定の辞退の申出の受理（児童福祉法施行規則第16条）

### [生活保護法に基づく事務①]

#### (医療扶助関係)

- ・医療機関の指定（生活保護法第49条）
- ・変更等の届出の受理（生活保護法第50条の2）
- ・指定医療機関の指定の取消し（生活保護法第51条第2項）
- ・指定医療機関に係る告示（生活保護法第55条の2）
- ・指定の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条第1項）
- ・指定医療機関に係る保護の実施機関からの意見聴取（生活保護法施行規則第11条）
- ・指定医療機関からの処分を受けた旨の届出の受理（生活保護法施行規則第14条第3項）
- ・指定の辞退の申出の受理（生活保護法施行規則第15条）



[生活保護法に基づく事務②]

(介護扶助関係)

- ・介護機関の指定（生活保護法第54条の2第1項）
- ・指定介護機関からの変更等の届出の受理（生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2）
- ・指定介護機関の指定の取消し（生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項）
- ・指定介護機関に係る告示（生活保護法第55条の2）
- ・指定介護機関に係る指定の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条の2第1項）
- ・指定介護機関に係る保護の実施機関からの意見聴取（生活保護法施行規則第11条）
- ・指定介護機関からの処分を受けた旨の届出の受理（生活保護法施行規則第14条第3項）
- ・指定介護機関からの指定の辞退の申出の受理（生活保護法施行規則第15条）

[母子保健法に基づく事務]

- ・養育医療機関の指定（母子保健法第20条第5項）
- ・指定養育医療機関の指定の取消し（母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項）
- ・報告の徴収及び実地検査（母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4第1項）
- ・診療報酬の支払の一時差止め又は差止め（母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4第2項）
- ・指定の申請書の受理（母子保健法施行規則第10条）
- ・変更等の届出の受理（母子保健法施行規則第12条）
- ・指定の辞退の申出の受理（母子保健法施行規則第13条）

## ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、次の体制により、効果的かつ効率的に実施します。

### [児童福祉法に基づく事務]

- ・ 保健所は、医療機関からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します。
- ・ 道の本庁は、指定申請等の審査及び指定を行い、指定等の内容を保健所に通知するとともに告示します。

### [生活保護法に基づく事務]

- ・ 福祉事務所は、医療機関及び介護機関からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します。
- ・ 道の本庁は、指定申請等の審査及び指定を行い、指定等の内容を福祉事務所に通知するとともに告示します。

### [母子保健法に基づく事務]

- ・ 保健所は、医療機関からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します。
- ・ 道の本庁は、指定申請書等の審査及び指定を行い、指定等の内容を保健所に通知するとともに告示します。

## エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供」と併せて着実に実施しています。

また、国以外が設置した医療機関等の指定事務については、従前から道が担ってきたところであり、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において指定事務を実施することにより、地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供の実現を図ります。

## オ 効果

国以外が設置した指定医療機関等の児童福祉等の公費負担医療等の指定事務は、従前から道が行ってきたところであり、平成19年度から国等が開設した医療機関に関する指定事務の移譲を受けた結果、地域に身近な道が一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。

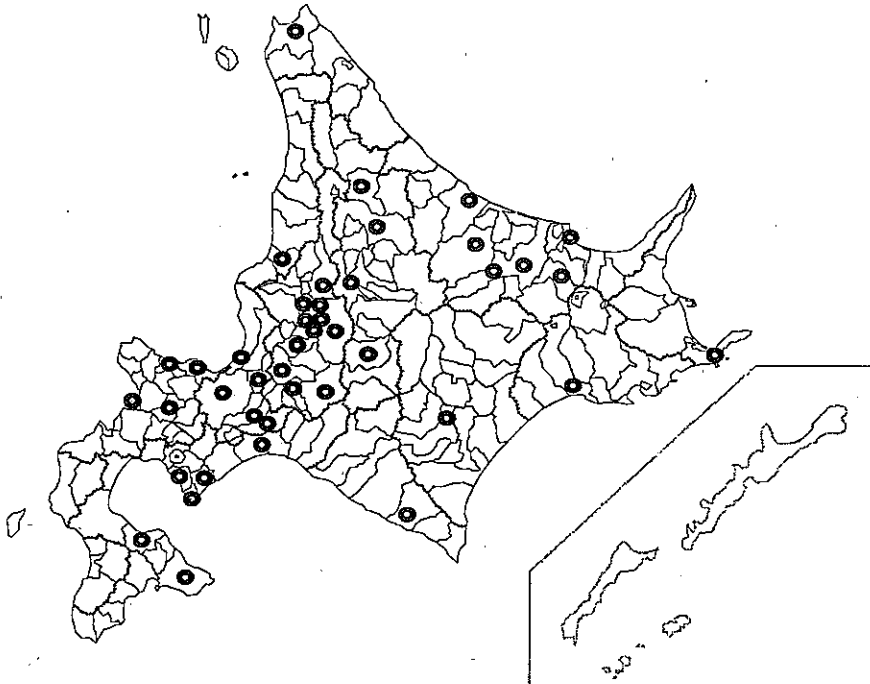
(2) 商工会議所に対する監督の一部（法第13条関係）

ア 現 状

商工会議所に関する許認可等の事務については、事務の内容により、経済産業省本省、北海道経済産業局、道がそれぞれ実施していたため、申請者は、申請内容により、それぞれの機関に別途手続を行う必要がありましたが、国（北海道経済産業局）が行ってきた事務の一部を平成19年度から道が実施しています。

[道内の商工会議所の設置状況]

連携地域名	団 体 名
道南連携地域	函館、森
道央広域連携地域	札幌、江別、千歳、恵庭、石狩、小樽、余市、岩内、倶知安、岩見沢、滝川、深川、栗山、砂川、美唄、芦別、上砂川、夕張、歌志内、赤平、室蘭、苫小牧、伊達、登別、浦河
道北連携地域	旭川、富良野、名寄、士別、留萌、稚内
オホーツク連携地域	北見、網走、紋別、遠軽、美幌、留辺蘂
十勝連携地域	帯広
釧路・根室連携地域	釧路、根室



◆道内の商工会議所の設置状況

道内には、平成23年4月1日現在で、市部を中心に42の商工会議所が設置されています。

## イ 特定事務等の内容

従前は国（北海道経済産業局）が行っていた、下線部の事務を、平成19年度からは道が実施しています。

所 管	主 な 事 項
経済産業省本省	・名称使用の許可、設立認可の取消し など
北海道経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立の認可、意見の聴取（商工会議所法第46条第4項において準用する同法第27条第3項）、認可又は不認可の通知（商工会議所法第46条第4項及び第60条第4項において準用する同法第28条）</li> <li>・定款変更の認可の一部（商工会議所法第46条第3項）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>目的（①）、名称（②）、事業、地区（④）、会員たる資格に関する事項、会員の加入及び脱退に関する事項（⑦）、会員の権利及び義務に関する事項（⑧）、役員に関する事項、議員に関する事項、議員総会に関する事項（⑭）、常議員会に関する事項（⑮）、経理に関する事項（⑯） （商工会議所法第25条）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勧告、解散の認可（商工会議所法第60条第3項）、合併の認可 など</li> </ul>
道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工業者法定台帳の作成期間の延長及び延長の通知、負担金の賦課の許可</li> <li>・定款変更の認可の一部</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>事務所の所在地、会費に関する事項、法定台帳に関する事項、負担金に関する事項、部会に関する事項、事務局に関する事項、事業年度、公告の方法 など</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告の受理 など</li> </ul>

（備考1）破線部の事務は、定款変更の認可、解散の認可に係るものに限り平成19年度から道に移譲されている。

（備考2）上記のほか、定款変更の認可の受理に関する事務（商工会議所法第46条第2項及び商工会議所法施行規則第6条）、解散の認可に係る申請書の受理に関する事務（商工会議所法第60条第2項及び商工会議所法施行規則第8条）についても平成19年度から道に移譲されている。

## ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、当面、道の本庁において、効果的かつ効率的に実施します。

## エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「商工会議所に対する許認可手続等の円滑化」と併せて着実に実施していきます。

また、道では、従前から特定商工業者に対する負担金の賦課の許可等、商工会議所に対する様々な許認可事務を担っており、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道においてより円滑に許認可事務を進めていきます。

## オ 効果

平成19年度から商工会議所に関する許認可等の事務の一部（目的、名称等に係る定款変更の認可など）の移譲を受けた結果、地域に身近な道が一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。

### (3) 調理師養成施設の指定（法第14条関係）

#### ア 現状

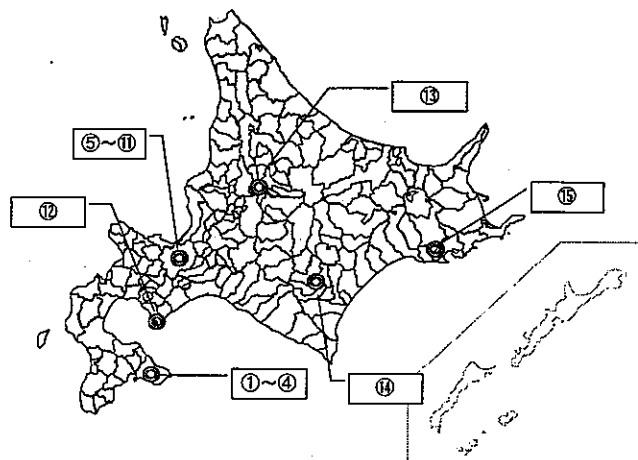
調理師試験、調理師養成施設の指定を行うために必要な調査に関する事務は道が行っていますが、平成19年度からは国（北海道厚生局）が行っていた調理師養成施設の指定等に関する事務を含め、一元的に道が行っています。

[道内に所在する調理師養成施設]

	調理師養成施設の名称	所在地
道南	①函館調理師養成専門学校	函館市
	②函館短期大学付設調理師専門学校	函館市
	③清尚学院高等学校調理科	函館市
	④函館大妻高等学校食物健康科	函館市
道央	⑤北海道文教大学明清高等学校食物科	札幌市
	⑥光塩学園調理製菓専門学校	札幌市
	⑦修学院札幌調理師専門学校	札幌市
	⑧経専調理製菓専門学校調理師専攻科	札幌市
	⑨宮島学園北海道調理師専門学校	札幌市
	⑩北海道中央調理技術専門学校	札幌市
	⑪札幌ベルエポック製菓調理専門学校	札幌市
	⑫北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校調理師学科	室蘭市
道北	⑬旭川調理師専門学校	旭川市
十勝	⑭帯広調理師専門学校	帯広市
釧路	⑮厚岸翔洋高等学校海洋資源科調理師類型	厚岸町

#### ◆調理師養成施設の指定状況

- ・平成23年4月1日現在、道内では、15の施設が調理師養成施設に指定されています。
- ・地域別でいうと、道央広域連携地域で8か所の施設が指定されており、そのうち、7か所が札幌市内となっています。
- ・その他、道南連携地域で4か所、道北連携地域、十勝連携地域、釧路・根室連携地域でそれぞれ1か所が指定されています。



## イ 特定事務等の内容

従前は国（北海道厚生局）が行っていた、次の事務を、平成19年度からは道が実施しています。

### [調理師法に基づく事務]

- ・ 調理師養成施設の指定（調理師法第3条第1項第1号）
- ・ 指定養成施設の内容変更の承認（調理師法施行令第1条の3第1項）
- ・ 指定養成施設の入所及び卒業の届出の受理（調理師法施行令第1条の4）
- ・ 指定養成施設の名称等の変更等の届出の受理（調理師法施行令第1条の5）
- ・ 調理師養成施設に係る指定の申請書の受理（調理師法施行規則第5条）
- ・ 調理師養成施設に係る変更の承認の申請書の受理（調理師法施行規則第8条）
- ・ 調理師養成施設に係る報告の徴収及び指示（調理師法施行規則第10条）
- ・ 調理師養成施設の指定の取消し（調理師法施行規則第11条）

## ウ 特定事務等の実施体制

- ・ 保健所（札幌市及び小樽市に所在する施設にあっては道の本庁、函館市に所在する施設にあっては渡島保健所、旭川市に所在する施設にあっては上川保健所）は、調理師養成施設からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します（札幌市及び小樽市に所在する施設にあっては道の本庁が指定申請等の受理及びその後の事務を一括して実施）。
- ・ 道の本庁は、指定申請等の審査、指定等を行い、指定等の内容を保健所に通知します。

## エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「調理師資格者の資質の向上」と併せて着実に実施していきます。

また、調理師養成施設の指定に当たっての調査や、調理師試験の実施については、従前から道が担ってきたところであり、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、調理師資格者の資質の向上に向けて、より効果的に事務を実施します。

## オ 効果

平成19年度から調理師養成施設の指定に関する事務の移譲を受けた結果、地域に身近な道が調理師試験、調理師養成施設の指定を行うための調査及び調理師養成施設の指定に関する事務を一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。

#### (4) 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可（法第16条関係）

##### ア 現 状

麻醉薬を使用する猟法で野生鳥獣の捕獲等をしようとする場合には、知事の捕獲許可とは別に、国の危険猟法による捕獲等の許可を受けなければなりません。

この危険猟法による鳥獣の捕獲等の許可手続については、環境省北海道地方環境事務所（札幌市）とその地方機関である釧路自然環境事務所（釧路市）の2か所が行っていましたが、平成19年度からは道が行っています。

##### ◆危険猟法（麻醉薬の使用）許可件数の推移

麻醉薬を使用する猟法については、主に学術研究や保護收容を目的に鳥獣の捕獲等を行う場合に用いられ、過去3か年の許可実績は、数件レベルで推移しています。

[過去3か年の許可件数]

H21	H22	H23
5	4	0

※平成23年度実績は、11月1日現在の実績数

##### イ 特定事務等の内容

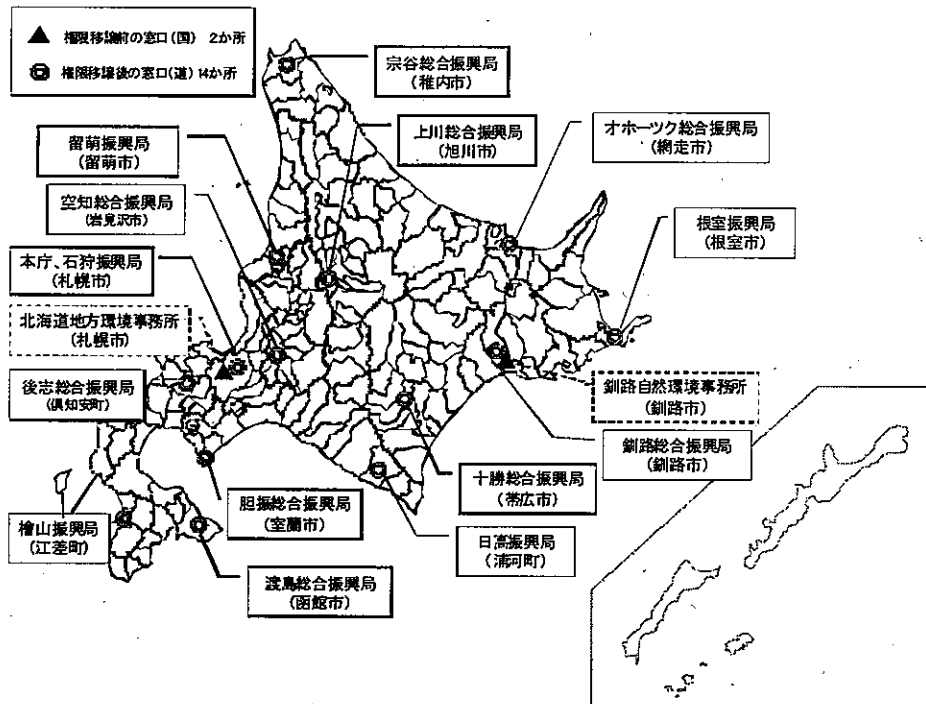
従前は国が行っていた、次の事務を、平成19年度からは道が実施しています。

##### [鳥獣保護法に基づく事務]

- ・危険猟法（麻醉の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可（鳥獣保護法第37条第1項及び第3項）  
～以下は上記の許可に係るものに限る。～
- ・申請の受理（鳥獣保護法第37条第2項、鳥獣保護法施行規則第46条第1項）
- ・有効期間の設定（鳥獣保護法第37条第4項）
- ・条件の付与（鳥獣保護法第37条第5項）
- ・危険猟法許可証の交付（鳥獣保護法第37条第6項）
- ・危険猟法許可証の再交付（鳥獣保護法第37条第7項）
- ・危険猟法許可証の返納の受理（鳥獣保護法第37条第9項、鳥獣保護法施行規則第46条第7項）
- ・必要な措置の命令（鳥獣保護法第37条第10項）
- ・許可の取消し（鳥獣保護法第37条第11項）
- ・必要と認める書類の提出要求（鳥獣保護法施行規則第46条第2項）
- ・危険猟法許可証の再交付申請書の受理（鳥獣保護法施行規則第46条第4項）
- ・氏名又は住所の変更の届出の受理（鳥獣保護法施行規則第46条第5項）
- ・危険猟法許可証の亡失の届出の受理（鳥獣保護法施行規則第46条第6項）

## ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、鳥獣の捕獲区域を管轄する道の総合振興局・振興局（捕獲区域が2以上の総合振興局・振興局の管轄区域にわたるものにあつては、道の本庁）が行い、本庁及び総合振興局・振興局が緊密に連携し、円滑かつ迅速な実施に努めます。



## エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化」と併せて着実に実施していきます。

また、道では、鳥獣保護法第9条の規定に基づく知事の所管する捕獲の許可の事務を担っており、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、円滑かつ迅速に実施していきます。

## オ 効果

平成19年度から鳥獣の捕獲等の許可の事務の移譲を受けた結果、鳥獣の捕獲等の許可の事務と麻酔薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲の許可の事務とを一元的に実施することにより、窓口の一本化、許可申請者の手続が軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続の円滑化及び迅速化が図られています。







































